

## 品目登録要請書

那覇検疫所長殿

要請者（輸入者）住所 那覇市港町2-11-1  
氏名 港町商事株式会社  
代表取締役 検疫 太郎  
(電話番号) 098-861-7077



1	登録番号	
2	輸入者コード	1234567890123
3	輸出国名・コード	AU オーストラリア
4	製造者名、住所・コード	AUZZ9999 TECHNOLOGY DEVELOPMENT CO., 5155 A CORPORATE PLACE TYUOUW ARD, CA.8041-2-21. AUSTRALIA
5	製造所名、住所・コード	AUZZ9999 TECHNOLOGY DEVELOPMENT CO., 5155 A CORPORATE PLACE TYUOUW ARD, CA.8041-2-21. AUSTRALIA
6	品名・コード	J120200 PARER CUP (JAN:0400000035017) (CUP 内面ホリフレコーティング)
7	貨物が加工食品であるときは 原材料 貨物が器具、容器包装 又はおもちゃであるときは その材質	紙(CUP 内面ホリフレコーティング)
8	貨物が加工食品であるときは 製造又は加工方法	なし
9	貨物が添加物を含む食品の場合、 当該添加物の品名 貨物が添加物製剤の場合、その 成分（いずれの場合も着香の 目的で使用されるものを除く）	なし
備考		登録済印
※港通関(株) TEL 098-868-4519 浜沖 (担当)		

- 注 1 記入方法については、食品等輸入届出書の記入方法によること。  
2 登録番号：検疫所コード／年月／通し番号／品目コード（大分類）  
（例：119602001A）  
3 登録番号は、検疫所において記載すること。  
4 輸入者コードとは、JASTPROコード、税関発給コード、法人番号を指す。  
5 器具、容器包装並びにおもちゃについては、その製造者、材質、着色料、製造方法等が当初の品目登録の製品と変更がない限り、有効期間は限定されない。また、食品のうち、ワイン等同一原材料により同一時に、同一製造所で製造されたものも同様に扱う。それ以外については1年間。ただし、登録日の翌日から起算して引き続き5年を超えて、輸入届出への使用が認められない場合には「品目登録削除要請書」の提出がなくとも登録情報を削除する。